

「ODAの点検と改善 2006」

平成19年2月
外務省国際協力局

1. 戦略的なODAの実施のための援助政策の企画・立案

平成18年の進展

- ✓ 戦略的なODAの実施体制の確立
 - 海外経済協力会議の設置
 - 外務省内の体制強化
 - JICA法改正法の成立
- ✓ 国別援助計画の拡充
 - 工程表の作成: 6月
 - 策定要領の作成: 6月
- ✓ 援助手法間の連携、「プログラム化」(注1)の推進
 - 要望調査実施要領において「プログラム化」の推進を明記
- ✓ 我が国ODAの検証の実施
 - 国別援助計画の策定国を対象として現地ODAタスクフォースにより試行的に実施
- ✓ 「パリ宣言」(注2)を踏まえた援助協調の推進

(注1) 共通の目的・対象の下に相互密接に関連づけられて、計画・実施される案件群

(注2) 援助効果向上のための援助国・被援助国双方の約束事項をまとめた国際的な文書。2005年3月採択。

(注3) 保健・環境・防災といった分野別の援助動向、我が国の援助実績、援助方針、関連サイトへのリンク等を系統的に整理したサイト

今後の取組

- 国際協力に関する有識者会議の設立
- 新JICAの組織・業務の詳細設計
- 支援分野の的を絞った国別援助計画
- プログラム化を推進するため、「優良プログラム」の認定を進める→これに含まれる個別案件は優先的に検討
- 外務省ODAホームページに「分野別ポータルサイト」(注3)を開設
- 国際機関を通じた援助と外交政策の整合性を確保
- 試行的に実施した現地ODAタスクフォースによる見直しを制度化
- 官民連携の一層の推進
 - NGOとの連携強化のためのタスクフォースを国際協力局内に立ち上げ
 - 官民連携の成功例の選定と紹介
 - OOF、民間資金とODAとの連携

2. コスト縮減を通じた事業の効率化

① 技術協力

これまでの進展

- ✓ JICAは現行中期計画における効率化の数値目標をほとんど前倒しで達成
- ✓ 中期計画の枠外でも自主的な効率化を進めた
 - 現地リソースの活用(機材の海外調達比率の向上、技協プロジェクトにおける現地コンサルタントの参加や現地NGOとの連携件数の増加)
 - 専門家の住居手当の見直し
 - シニア海外ボランティアの手当の改訂 など

今後の取組

- JICA次期中期目標においては、事業費全体について効率化目標を設定し、コスト削減の取組を推進
- コスト効率性に関する定量的事後評価の手法の開発及び業務の質のモニタリング確立への取組
- JICA及び関係府省庁の技術協力も含めたコスト削減・効率化のための工程表の作成(19年3月までを目処)

② 無償資金協力

これまでの進展

- ✓ 援助手法の特性を踏まえ、援助目的にあった最適な手法を選択
 - ✓ 一般プロジェクト無償: 病院や橋梁など、質の高さと信頼性が求められる規模の大きな案件
 - ✓ ノン・プロジェクト無償: 迅速な資材等の調達や見返り資金積立てを通じた自助努力促進
 - ✓ 草の根・人間の安全保障無償: 井戸や学校建設などの小規模案件。被援助団体の主体性の促進
- ✓ 「コミュニティ開発支援無償」(コスト縮減に資する新たな援助手法)の導入(平成18年度)

現地仕様・設計による施工や現地業者の活用ができる。

平成18～22年度にアフリカにおける学校建設において30%以上のコスト縮減目標。

✓ 事業実施における競争性の向上

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| ➢ 入札期間の延長(応札準備期間の45日猶予) | ～平成16年度から実施 |
| ➢ 機材供与に際しての契約の細分化(可能な限りロット分け) | ～平成15年度から実施 |
| ➢ 入札関連情報の提供の拡充 | ～平成17年度から実施 |
| ➢ 入札事前資格審査基準の緩和促進 | ～平成18年度から実施 |
| ➢ 中小・地方企業やNGOの入札参加を促進するためのJICA説明会の開催 | ～同上 |

今後の取組

- コミュニティ開発支援無償を活用した学校建設におけるコスト縮減目標を、アフリカから全世界に拡大 → 無償資金協力による学校建設は、原則としてコミュニティ開発支援無償で実施し、平成19年度から23年度の5年間の平均で30%以上のコスト縮減を目指す
- 給水及び道路等の分野においてもコミュニティ開発支援無償を積極的に活用
→ 学校と合わせ平成19年度に10件以上の案件決定を目指す
- 新JICA発足に伴うコスト削減 ← 予算年度内の事業完了という制約がなくなる
- 無償資金協力の各段階の制度を見直し、効率化、コスト縮減をさらに図る (外部有識者の知見を積極的に取り入れつつ、平成19年10月を目処に提言を取りまとめる)

③ 有償資金協力

これまでの進展

✓ 原則アンタイト

→世界中から良質かつ安価な資機材・サービスを調達可能

(※一方、我が国の優れた技術や知見が活用される事業に限定し、融資条件を優遇した上で日本企業タイドを条件とする「本邦技術活用条件」(STEP)を平成14年度に導入)

✓ 原則、国際競争入札

→技術面を加味した上での評価価格が最低の者が落札する制度

✓ 現地競争入札も認めることにより、広く現地の資源も活用

⇒ **資機材・サービスの調達コストを最大限縮減**

今後の取組

□ 手続き調和化(手続き面でのコスト縮減)

－ 協調融資案件を中心に他の援助国や機関との手続き調和化推進に努める

□ 手続きの迅速化

－ 円借款の迅速化等に関する検討会を発足、平成18年12月まで4回の会合を開催、産業界からのヒアリング等を実施

3. チェック体制の拡充

① 評価

これまでの進展

- ✓ 政策レベル、プログラムレベルの評価
 - ①学識経験者やNGO出身者等から構成されるODA評価有識者会議に依頼して実施する第三者評価、②被援助国との合同評価、③他の援助国との合同評価などを実施し、公表
- ✓ 無償資金協力プロジェクトの事後評価についても第三者の視点を入れた評価を実施・公表
(本年度は約80案件につき実施)
- ✓ 「評価」結果の「計画」へのフィードバック・メカニズムを構築
- ✓ 各府省との評価事業のノウハウ共有

今後の取組

□「評価」結果の「計画」へのフィードバック・反映の強化

- 平成17年度の第三者評価の主な提言への対応策につき関係部局・在外公館でフォローアップを行い、平成19年度前半にそのフィードバック状況を確認
- それ以降も同じサイクルで「評価」結果をODA政策の企画・立案、実施に反映させる体制を強化

□無償資金協力プロジェクトの事後評価の徹底

- 事業完了後4年を経過した一般プロジェクト無償、水産無償の全案件について、第三者の視点を入れ実施

□開発途上国自身の評価能力の強化に向けた取組

- 被援助国との合同評価及び被援助国政府・機関による評価、被援助国を対象とした評価ワークショップの実施

□新JICAの発足を念頭に置いた包括的な評価システムの模索

- 新JICAのもとで全ての援助手法で統合的なモニタリング・評価体制を確立するよう検討。

②不正防止

これまでの進展

- ✓ 案件の選定・実施プロセスの透明性の確保
 - 各援助形態における実施案件、手続書類、応札結果など調達情報をHP等で公表
- ✓ 外部監査の拡充
 - 各援助形態において、外部監査・抜打ち監査を実施
- ✓ 不正行為を行った企業に対する厳正な対処
 - 各援助形態において不正行為を行った企業の指名停止措置を設定

不正行為の再発防止に向けた平成18年の取組

- ✓ JICAは、平成18年1月より、一定額以上の再委託契約時における職員の立ち会いを実施する等からなる再発防止策を実施
- ✓ JBICは、平成18年8月より、再委託契約について精算時の抽出調査等の方策を導入し、精算時のチェックを更に強化すること等からなる再発防止策を実施

今後の取組

- 新JICA発足に向けた基準の統合と周知策の検討